

一般財団法人杉並区交流協会 「ウクライナ緊急支援寄附金」を活用した支援金  
申請書

一般財団法人杉並区交流協会理事長 宛て

私は、「ウクライナ緊急支援寄附金」を活用した支援金について、希望する項目をチェックした上で、必要な書類を添えて申請します。

<input checked="" type="checkbox"/>	支援項目	必要な書類	金額
<input type="checkbox"/>	渡航費	①避難民証明書の写し ②航空券の領収書 ③パスポートの写し (入国日が分かる頁)	15万円まで
<input type="checkbox"/>	生活支援一時金	避難民証明書の写し	10万円
<input type="checkbox"/>	在留資格の変更にかかる費用	①避難民証明書の写し ②領収書	実費を基本とし、15万円まで
<input type="checkbox"/>	理事長が特別に認める費用※	①避難民証明書の写し ②理事長が求める書類	—

※申請するには事前相談が必要です。

年月日 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名 署名 \_\_\_\_\_

申請者は、下記の事項に同意し申請します。

- 申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消します。
  - (1) 申請の内容に不備があったとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
  
- 支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、その返還に応じます。
  
- 支援金の交付の決定の全部又は一部の取消された場合は、「杉並区補助金等交付規則」に準じて違約加算金及び延滞金を納付します。
  
- 申請に基づき渡航費・生活支援一時金・在留資格の変更にかかる費用（以下「支援金」という）の支給が決定された場合、支援金の支給を受ける権利は申請者に帰属し、その権利は第三者に譲渡し、担保として差し入れ、またはその他の方法で処分することはできません。
  
- 申請の審査において一般財団法人杉並区交流協会（以下「当協会」とする）からの問い合わせに対応します。また必要に応じて追加書類の提出に対応します。
  
- 提出された情報や書類（個人情報）は、審査および支給手続きの際の必要性に応じて、当協会が、出入国在留管理庁や金融機関、自治体等に共有します。
  
- 必要があると認められる場合には、当協会は支援金の使途に関する調査を求めることができ、申請者はこれに応じる必要があります。
  
- 申請者は、反社会勢力に該当しないことおよび反社会勢力に関与していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当および関与しません。
  
- 支援金にかかる申請、支給および本同意書にかかる事項その他の関連事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。また、支援金の申請、支給に関するいかなる訴訟も東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所となります。